

**競争参加資格審査申請書
作成の手引き
（工事）**

令和 9 ・ 1 0 年度版

**西日本高速道路株式会社
（NEXCO 西日本）**

目 次

第1 資格審査制度の概要

- 1. 資格審査の概要..... 1
- 2. 資格審査の方法..... 1
- 3. 資格認定の通知・認定日等..... 2

第2 資格審査申請の手順

- 1. 資格審査の申請ができない方..... 3
- 2. 受付の種類及び申請方法..... 4
- 3. 申請にあたっての注意事項..... 6
- 4. 申請書類の取り扱い..... 7

第3 会社・個人事業者の申請方法

- 1. 資格審査の申請ができる方..... 8
- 2. 申請書類..... 8
- 3. 提出部数..... 8
- 4. 申請書類の作成方法..... 8
- 5. 申請書類の記載要領..... 8
- 6. 外国事業者が申請をする場合の提出書類等..... 16

第4 経常JVの申請方法

- 1. 経常JVの申請を受付ける工事種別..... 17
- 2. 資格審査の申請ができる方..... 17
- 3. 申請書類..... 17
- 4. 提出部数..... 18
- 5. 申請書類の作成方法..... 18
- 6. 申請書類の記載要領..... 18
- 7. 申請にあたっての注意事項..... 18

第5 事業協同組合の申請方法

- 1. 資格審査の申請ができる方..... 23
- 2. 事業協同組合の特例扱いを希望しない場合..... 23
- 3. 事業協同組合の特例扱いを希望する場合..... 23
- 4. 申請にあたっての注意事項..... 25

第6 協業組合・企業組合の申請方法

- 1. 資格審査の申請ができる方..... 26
- 2. 申請書類..... 26
- 3. 提出部数..... 26
- 4. 申請書類の作成方法..... 26
- 5. 申請書類の記載要領..... 26

第7 合併等により設立された会社の申請方法

- 1. 合併等により新たに設立された会社の種類及び特例等..... 27
- 2. 申請書類..... 28
- 3. 提出部数..... 28
- 4. 申請書類の作成方法..... 28
- 5. 申請書類の記載要領..... 28
- 6. 合併等後の再審査..... 29
- 7. その他..... 29

第8 変更事項の届出方法等

- 1. 申請した事項の変更等の届出..... 31
- 2. 変更届の提出先及び提出方法..... 32
- 3. 変更届の作成方法..... 33
- 4. 契約案件に係る変更事項の届出について..... 33

第9 資格認定後の工事種別追加の申請

1. 資格認定後の工事種別追加の申請	34
2. 申請書類の提出先及び提出方法	34
3. 申請書類	34
4. 提出部数	34
5. 申請書類の作成方法	34
6. 申請書類の記載要領	34

(別紙)

・ 令和9・10年度当社の工事種別及び主な工事内容	36
・ 当社の工事種別と建設業法の建設工事（許可）の種類に対応表	37
・ 競争参加資格審査申請に伴う不正行為等防止約款	38
・ 申請の事前チェック	39

第 1 資格審査制度の概要

1. 資格審査の概要

当社の資格審査は、当社が発注する工事の競争入札に参加するために必要な資格を定め、発注する工事の内容に応じた資格を持つ者による公正な入札の執行を確保し、業務の円滑な遂行を図ることを目的として行っています。

2. 資格審査の方法

当社の資格認定を希望する方は、資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を作成し提出します。当社は、提出いただいた申請書類に基づいて資格審査を行い、この審査の結果、資格を有すると判断した方を「有資格者名簿」に登録いたします。

工事の主な資格審査内容は以下の通りで、詳細については「工事等競争参加資格登録要領」に定めています。

- ①欠格要件（3 ページ参照）に該当しないことを調査します。
- ②希望する工事種別ごとに経営事項評価点数及び技術評価点数を算出します。
- ③経営事項評価点数、技術評価点数及び入札参加資格停止に伴う減点を合算した総合点数に応じ等級区分を設定するなどの競争参加資格の設定及び確認を行います。

(1) 総合点数

《総合点数の算定方法》

総合点数 = 経営事項評価点数 + 技術評価点数 + 入札参加資格停止による減点

(2) 経営事項評価点数

「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」に準じて、各審査項目のそれぞれの数値に基づき、審査要領に定められた基準によりそれぞれの評点を算出し、次の算式により工事種別ごとに経営事項評価点数を算出します。

《経営事項評価点数の算出方法》

経営事項評価点数 = $0.25 X_1 + 0.15 X_2 + 0.20 Y + 0.25 Z + 0.15 W$

X₁ : 年間平均完成工事高の点数

X₂ : 自己資本額及び平均利益額の点数

Y : 経営状況の点数

Z : 技術力の点数

W : その他の審査項目（社会性等）の点数

※当社で定める上記経営事項評価点数は、23 の工事種別（36 ページ参照）ごとに算定しているのに対して、建設業法上の経営事項審査の総合評定値は建設業法上の建設工事の種類ごとに算定しているため、経営事項評価点数と経営事項審査の総合評定値に差が生じる場合があります。

(3) 技術評価点数

技術評価点は、対象工事の工事成績評定の評定点等に応じて算出します。

対象工事は、主観的事項の審査基準日（令和 9・10 年度の場合は令和 8 年 10 月 1 日）の前日までの 6 年間に完成した東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）、中日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 中日本」という。）及び当社における発注工事です。また、希望工事種別のうち土木工事のみ、上記対象工事に加えて主観的事項の審査基準日の前日までの 6 年間に完成した国土交通省（近畿・中国・四国・九州の各地方整備局のみ）の発注工事（道路事業の一般土木工事）も対象工事とします。

(4) 入札参加資格停止に伴う総合点数の減点

令和 8 年 12 月 1 日の前日までの 2 年間に当社が講じた入札参加資格停止を対象とし、減点を算出します。ただし、入札参加資格停止の原因となる事象が平成 17 年 8 月 9 日以前である場合及び成績評定において減点の対象としたものについては、減点の対象としません。

3. 資格認定の通知・認定日等

資格認定は、提出された申請書類を基にそれぞれの申請者についての資格審査を行い、資格認定の適否・格付け等の判断を行った後に行います。

(1) 資格認定の通知

資格認定の通知は、「有資格者名簿」を当社ホームページに公表することより行います。

資格認定通知書の発送はいたしません。

HP アドレス（有資格者名簿）：<https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/contest/licensee/>

(2) 有資格者名簿による公表内容

有資格者名簿による公表内容は、業者コード、商号又は名称、代表者氏名、住所、経営事項評価点数、技術評価点数、入札参加資格停止による減点、総合点数及び等級（等級のある工事種別のみ）です。

(3) 認定日

定期受付・・・令和 9 年 4 月 1 日

随時受付・・・令和 9 年 5 月 1 日以降

(4) 資格の有効期間

資格の有効期間は、認定日にかかわらず令和 11 年 3 月 31 日までです。

第2 資格審査申請の手順

1. 資格審査の申請ができない方

次の欠格要件(1)～(11)に該当する方は、申請書類を提出できません。申請書類を提出いただいても、資格認定いたしません。

《欠格要件》

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではありません。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (3) 次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後3年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）であって、特に悪質であると認められる者
 - (イ) 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (ロ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ハ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ニ) 監督又は検査の実施に当たり当社社員の職務の執行を妨げた者
 - (ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (ヘ) 当社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - (ト) その他当社に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不相当と認められる者
- (4) (3)に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用した者
- (5) 競争参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又はインターネット受付にかかる申請用データの中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
- (6) 「競争参加資格審査申請に伴う不正行為等防止約款」に同意しない者（38 ページ参照）
- (7) 希望工事種別に対応する建設業法第3条の規定による許可及び同法27条の23に規定する経営事項審査（経営事項審査の結果通知書（総合評定値通知書）の審査基準日が、競争参加資格申請日の1年7月前の日以降のもの。ただし、定期受付の場合は、令和7年6月16日以降を審査基準日とするもの）を受けていない者。（※）
- (8) 当社から資本の全部又は一部の出資を受けている者
- (9) 裁判所その他の公的紛争処理機関に係属している事件（西日本高速道路株式会社契約規程（平成17年規程第13号）第2条に定める契約に係るものに限る。）の相手方であり、かつ、当該事件における契約違反の有無その他の対立する利害の重大性を勘案して取締役が契約の相手方として不相当であると特に認めた者
- (10) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する又はこれに準ずる者として公共工事等からの排除要請が行われ、その状態が継続している者
- (11) 調達の公平性及び信頼性を阻害する等契約の相手方として不相当であると認められる者

※建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可及び同法27条の23に規定する経営事項審査を受けている場合でも、許可を受けた建設工事(許可)の種類が、当社の工事種別に対応していない場合は申請できません。(詳しくは、37ページの《当社の工事種別と建設業法の建設工事(許可)の種類対応表》を参照してください)

なお、「道路保全土木工事」を希望する場合は(土木一式工事・舗装工事・造園工事)の、「道路保全施設工事」を希望する場合は(電気工事・電気通信工事)の、それぞれ対応する全ての建設工事の許可を受け、かつ、当該許可の経営事項審査を受けていなければ申請できません。

2. 受付の種類及び申請方法

申請の受付は、定期受付と随時受付があります。

また、申請方法は、インターネット方式(定期受付)及び電送方式(随時受付)です。

○定期受付・・・原則「インターネット方式」により申請書類を受け付けるもの。

認定日は、令和9年4月1日です。

○随時受付・・・原則「電送方式(当社ホームページからの指定の方法に限る。)」により申請書類を受け付けるもの。

インターネット方式による申請はできません。

認定日は、令和9年5月1日以降です。

(1) インターネット方式(定期受付)による申請

インターネット方式による申請受付は、インターネット一元受付方式により実施しています。

申請方法など詳細な手続等は、国土交通省ホームページに掲載されている「インターネット一元受付に関する「申請書作成の手引き」」をご確認ください。

なお、当社でのインターネット方式による申請は、定期受付のみで実施しております。

インターネット一元受付に関する「申請書作成の手引き」(国土交通省 HP)

<https://www.mlit.go.jp/shotatsu/shikakushinsa/index.html>

① インターネット方式のスケジュール

・パスワード発行申請受付(※1)	令和8年11月2日(月)～令和8年12月28日(月)
・納税証明書の送信	令和8年11月2日(月)～令和9年1月15日(金)
・申請用データの受付(※2)	令和8年12月1日(火)～令和9年1月15日(金)
・ヘルプデスクの開設	令和8年11月2日(月)～令和9年1月15日(金)

※ システム稼働時間 平日9:00～17:00

(土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)の終日及び平日の17:00～翌9:00の間は、システムを運休しておりますので、ご注意ください。)

※1 パスワード発行申請を行わなければ、インターネット方式による申請を行うことができません。

必ずパスワード発行申請を受付期間内(令和8年12月28日(月)17:00まで)に終わってください。

※2 インターネット方式による申請を行うには、令和9年1月15日(金)17:00までに申請用データ送信手続き(「確定」処理まで)を終わってください。

② インターネット方式の受付アドレス

インターネット受付専用ホームページアドレス

(令和8年11月2日(月)～令和9年1月15日(金))

<https://www.pqr.mlit.go.jp>

③ インターネット方式での申請ができない場合

次の例などに該当する場合などは、インターネット方式を利用することはできません。

詳しくは、「インターネット一元受付に関する「申請書作成の手引き」」をご確認ください。

●申請を受け付けることができない場合

- 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合
- 経営事項審査の審査基準日が令和7年6月16日以降のものでない場合

●インターネット方式で対応していない申請

- 経常建設共同企業体に係る申請の場合
- 事業協同組合で特例計算を希望する場合
- 協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合
- 合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く）
- 会社更生法（平成14年法律第154号）・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合

(2) インターネット方式では対応していない定期受付による申請

上記記載のインターネット方式で対応していない申請は、郵送（書留郵便）等（※）で申請書を送付することにより行うものです。

※民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものを含みます。

① 申請書類の受付期間

令和8年12月1日（火）～令和9年1月29日（金） ※当日消印有効

② 申請書類の入手方法

- 当社のホームページから申請書類をダウンロードしてください。

NEXCO 西日本 HP（調達・お取引）：<https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/contest/>

③ 申請書類の送付方法

- 下記送付先に郵送（書留郵便）等で送付してください。
- 郵送等をする封筒の表・左下に朱書きで「資格審査申請書類【定期】在中」と明記してください。

④ 申請書類の送付先

西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課（資格審査担当）
〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ19階
TEL：06-6344-7065 FAX：06-6344-7445
問合せ時間：10時00分～12時00分及び13時00分～16時00分
※ただし、土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

※NEXCO 東日本及びNEXCO 中日本に対しては、各会社へ個別に申請してください。転送、連絡等は一切行いません。

(3) 電送方式（随時受付）による申請

電送方式（随時受付）による申請は、当社ホームページから指定の方法により申請書を電送することにより行うものです。

② 随時申請書類の受付期間

令和9年2月1日（月）～令和10年12月15日（金）

② 随時申請書類の入手方法

○上記(2)②「申請書類の入手方法」と同じです。

③ 随時申請書類の送付方法

○随時受付は、原則として電送方式によるものとします。申請書類は、変更届はExcelファイル、添付書類はPDFファイルに各々1つのファイルにまとめて、当社ホームページの「競争参加資格審査申請書（工事、調査等）送信フォーム」から電送してください。

④ 認定までに要する期間

○申請書類の受理後およそ45日以内。

⑤ 緊急認定について

○資格審査申請書類の提出時において、45日以内に開札する入札案件に参加予定の場合は、上記④「認定までに要する期間」にかかわらず、速やかに資格審査を行い、資格認定を判断します。

ただし、申請書類の提出時において、15日以内に開札する入札案件に参加予定の場合は、資格審査ができない場合がありますので、上記(2)④「申請書類の送付先」にお問合せ願います。

○緊急認定として申請する場合は、申請書類の様式1の空欄部に参加予定の工事の件名・開札日・連絡先メールアドレスを記入のうえ、必ず「競争参加資格確認申請書」の写しを添付してください。

資格認定した場合は、連絡先電話番号若しくはメールアドレスに認定日、認定された工事種別、総合点数及び等級を通知します。

⑥ その他

○随時受付では、申請日を令和9年1月31日以前とする資格審査申請書類の受付はできません。

申請日を、令和9年2月1日以降として申請を行ってください。

3. 申請にあたっての注意事項

(1) 申請書類に虚偽の申請をした場合、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあります。

(2) 同一会社において、異なる方式（インターネット方式と文書郵送方式の両方の方式等）で重複して申請されるケースが見受けられます。申請にあたっては、社内（本社・支社間、部署間など）で調整のうえ、重複の無いよう申請してください。

万が一、重複申請があった場合は、インターネット方式又は電送方式の内容を優先いたします。

(3) 一度受付した資格審査の書類については、一切修正することはできませんので、内容を十分に確認したうえで申請してください。（インターネット方式のみ、期間内（令和9年1月15日（金）まで）の一定の条件のもと、例外的に認められています。）

また、受付後に、新しい審査基準日等の経営事項審査の結果通知書（総合評価値通知書）の交付を受け、当該内容が申請時の内容より高い等の理由により、申請書類の差替え等を願い出る方が見受けられますが、認められませんのでご注意ください。

(4) 資格認定の取り下げについては、申請者の方の自由です。

ただし、資格の有効期間内にもかかわらず認定を受けた資格について取り下げた場合、同一有効期間内は当該資格について再度の申請をすることは認められません。

また、申請書類を一度提出した場合、資格認定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合については、認定後と同様に当該有効期間内での再度の申請をすることは認められませんが、ご注意ください。

（ただし、インターネット方式における一定期間内（令和9年1月15日（金）まで）での申請データの削除は除きます。）

(5) 経常JVを申請する方は、単体としての申請はできません。経常JVか単体のどちらかのみでの申請となります。（経常JVでの申請（認定）工種は、「土木工事」のみとなります。他の工種を単体で申請することはできません。）なお、経常JVでの申請による加算措置は行いません。

- (6) 後日、当社より申請内容について、お問い合わせする場合がございますので、申請者において必ず申請書類の控えを保管してください。
- (7) 申請書類等の送達に関するお問い合わせには応じかねます。ただし、電送方式による場合は、送信フォームに入力頂いたメールアドレス宛に、受付のお知らせを送信しています。
※返信用封筒・葉書を同封いただいた場合でも、返送はいたしません。
- (8) 資格認定通知書の発送はいたしません。資格認定の通知は、「有資格者名簿」を当社ホームページに公表することより行いますので、当社ホームページをご確認ください。
- (9) NEXCO 東日本及び NEXCO 中日本など、当社以外の機関に関する申請書類は受け付けません。他機関への申請については、各機関へお問い合わせください。なお、送付された他機関に関する申請書類等は、原則返送することなく全て廃棄いたします。

4. 申請書類の取り扱い

当社は、競争参加資格申請により知り得た情報（個人情報を含む）を競争参加資格の審査以外の目的には利用いたしません。

ただし、当社では、入札に関するお知らせをメール配信しています。この目的のために申請いただいた営業担当者様等窓口となる方のメールアドレスに、入札に関するお知らせメールを配信することがあります。

第3 会社・個人事業者の申請方法

1. 資格審査の申請ができる方

欠格要件（3 ページ参照）に該当しない方は申請できます。

2. 申請書類（入手方法は5 ページに記載してあります）

申請書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

- | | |
|--|---------|
| ① 競争参加資格審査申請書（建設工事） | …… 様式 1 |
| ② 希望工種別年間平均完成工事高内訳表 | …… 様式 2 |
| ③ 営業所一覧表 | …… 様式 3 |
| ④ 総合評定値通知書の写し等 | |
| ⑤ 納税証明書の写し | |
| ⑥ 委任状（行政書士等が代理申請する場合。なお、委任者の押印が必要。P16 参照） | |
| ※①～⑥の書類をその順序で、①～③を1つの Excel がファイルに、④～⑥を1つの PDF ファイルにまとめて、当社ホームページの「競争参加資格審査申請書（工事、調査等）送信フォーム」から電送してください。 | |

3. 提出部数

「2. 申請書類」①～⑥の提出部数は、1部です。

4. 申請書類の作成方法

- (1) 記載にあたっては、各様式に定めがあるものを除き、経営事項審査の結果通知書（総合評定値通知書）の審査基準日の状況で記載してください。
- (2) 様式は Excel ファイルをダウンロードし、パソコンで入力してください。その際、様式及び書式を変更しないでください。なお、やむを得ず PDF ファイルをダウンロードして手書きで記載する場合は、容易に消すことができない黒色のインクペン、ボールペン等を使用（鉛筆や消せるペンなど容易に消せるものは不可）し、かい書で明瞭に記載してください。（読解不可の場合等は再度提出していただくことがあります。）
- (3) 申請書類に用いる文字は J I S 第一水準・第二水準に規定されているものとし、それ以外の漢字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えて下さい。
【例】 高⇒高、崎⇒崎、濱⇒浜・濱など
- (4) 申請書類は、全ての添付書類について A 4 版とします。
- (5) 申請書に記載する「担当者」については、申請書類の内容や会社の業務内容について種々質問することがありますので、記載内容等についての説明が十分できる方を記載してください。
- (6) 各申請様式の「※」の欄及び「斜線」部分には何も記載しないでください。
- (7) 申請書類を作成後、39 ページの「申請の事前チェック」により十分に確認してください。

5. 申請書類の記載要領（10、12、14 ページの記載例も参考にしてください）

「① 競争参加資格審査申請書（建設工事）」[様式 1]

この申請書は、本社（店）で作成してください。したがって、申請者は、本社（店）の代表者となります。

- (1) **01 新規／更新** 欄については、過去に一度でも当社に登録していた場合、または、令和 9・10 年度の資格認定を受けている方が工事種別の追加申請をする場合は、「更新」を、それ以外の場合は、「新規」をプルダウンから選択してください。
- (2) **03 業者コード** 欄については、前記(1)で「更新」を選択した申請者は、「過去に当社から交付された「競争参加資格認定通知書」」または「有資格者名簿」に記載されているコード番号（10 桁）を左詰めで記載してください。なお、前記(1)で「新規」を選択した申請者は空欄としてください。

- (3) **04 建設業許可番号** 欄については、許可を受けている建設業の許可番号を「総合評価値通知書」(右上に記載されています。)から転記してください。
- (4) **06 適格組合証明** 欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合のみ記入します。経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。
- (5) 申請日には**発送年月日**を記載して下さい。
- (6) **07 本社(店)郵便番号** の欄には、本店所在地の郵便番号を記載してください。
- (7) **08 法人番号** の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた場合に国税庁長官から通知された法人番号(13桁)を記載してください。
- (8) **09 本社(店)住所** から **12 担当者氏名** までの各欄は、次により左詰で記載してください。
- ① **フリガナ**の欄は、カタカナで記載してください。
 なお、**09 本社(店)住所** 欄の都道府県名及び **10 商号又は名称** 欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないでください。
- ② **09 本社(店)住所** 欄での丁目、番地は、「ー(ハイフン)」により省略して記載してください。
 住所は建設業許可及び経営事項審査の結果通知書(総合評価値通知書)上の本社(店)住所としてください。(登記簿上の住所と営業上の住所が異なる場合には、営業上の住所としてください。)
- ③ **10 商号又は名称** 欄の法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いてください。
- | | | | | | | | |
|--------------|------------|------------|------------|------------|----------|----------|----------|
| 株式
会社 | 有限
会社 | 合資
会社 | 合名
会社 | 協同
組合 | 協業
組合 | 企業
組合 | 合同
会社 |
| (株) | (有) | (資) | (名) | (同) | (業) | (企) | (合) |
| 有限責任
事業組合 | 一般財団
法人 | 一般社団
法人 | 公益財団
法人 | 公益社団
法人 | | | |
| (責) | (一財) | (一社) | (公財) | (公社) | | | |
- ④ **11 役職・代表者氏名** 及び **12 担当者氏名** 欄での氏名(フリガナを含む。)については、姓と名前との間は1文字あけてください。4(3)にご注意ください。
- ⑤ **12 担当者氏名** 欄については、申請内容を把握している担当者(当社からの質問に答えられる方)を記載してください。
- ⑥ **13 本社(店)電話番号** **14 担当者電話番号** **15 本社(店)FAX番号** 欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「ー(ハイフン)」で区切り、()は用いないでください。
- (9) **16 お知らせメールアドレス** 欄については、当社では、入札に関する連絡手段としてメールを使用しています。このために、営業担当者様等窓口となる方のメールアドレスの登録をお願いします。
- (10) **17 申請代理人** 欄は、行政書士等が代理申請を行う場合にのみ使用します。
 なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要です。
 ※本欄を使用して代理申請を行う場合には申請者から申請代理人への**委任状(P16参照)**を添付して下さい。
- (11) **18 外資状況** 欄については、外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合に該当する会社区分の番号(123のいずれか)に○印を付するとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。
 なお、「2. 日本国籍会社(比率100%)」とは100パーセント外国資本の会社を、「3. 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。
- (12) **19 事業年数** 欄には、建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日(2業種以上のときは最も早い開始日)から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間(1年未満切捨て)を記載してください。(総合評価値通知書に記載されている事業年数を記載してください。)
- (13) **20 総職員数** 欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者(建設業以外の事業に従事する者を含む。)に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤の者の数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤の者の数を加えた数を記載してください。

《記載例》

様式1-1(令和9・10年度 NEXCO西日本申請用)

01 更新 ※02受付番号

03業者コード 1 0 0 0 1 2 3 4 5 6

04建設業許可番号 0 0 - 0 1 2 3 4 5

※05申請者の規模 06適格組合 令和 年 月 日 第 号

競争参加資格審査申請書(建設工事)

過去に当社での登録がある場合や
工種追加する場合は「更新」、
それ以外は「新規」をプルダウンから
選択すること

で行われる工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

また、「競争参加資格審査申請に伴う不正行為等防止約款」に同意します。

業者コードはNEXCO西日本のコード(10桁)を記入
(過去に当社での登録がない場合は空欄)

建設業許可番号は総合評価値通知書の番号を記入

申請日: 令和9年12月4日 申請日は申請書の提出日(発送日)を記載すること

西日本高速道路(株) 殿

07 本社(店)郵便番号 530 - 0003

08 法人番号 X X X X X X X X X X X X X X

09 本社(店)住所 (フリガナ) オオサカシキタク ドウジマ
大阪府 大阪市北区 堂島1-6-20

10 商号又は名称 (フリガナ) ドウジマケンセツ
(株)堂島建設 申請内容を把握している担当者を記入
(当社からの質問に答えられる方)

11 役 職 代表取締役 申請書類に用いる文字はJIS第一水準・第二水準に規定されているものとし、
それ以外の漢字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えること

11 代表者氏名 (フリガナ) ドウジマ タロウ (フリガナ) ドウジマ イチロウ
堂島 太郎 堂島 一郎

13 本社(店)電話番号 06 - 6344 - 7065 14 担当者電話番号 06 - 6344 - 7065

15 本社(店)FAX番号 06 - 6344 - 7445 16 お知らせ XXXX@XXXX

(代理申請時使用欄) 17 申請代理人 [申請代理人住所] 〒 - 入札に関するお知らせをメール配信しています。
この目的のためにメールアドレスのご提供にご同意いただける場合には
上記欄にご登録をお願いいたします。

[申請代理人電話番号] -
[申請代理人氏名] 行政書士等が代理申請する場合は委任状(委任者の押印があること)が必要です。

18 外 資 状 況 1. 外国籍会社 2. 日本国籍会社 3. 日本国籍会社 19 事業年数 29 年
[国名:] [国名:] [国名:] [国名:]
(外資比率:100%) (外資比率: %) (外資比率: %)

20 総職員数(人) 123

※欄については、記載しないこと

「② 希望工種別年間平均完成工事高内訳表」[様式 2]

「希望工種別年間平均完成工事高内訳表」の作成は、次の点に注意して作成してください。(以下の記載例もご覧下さい)

- (1) 単位は千円とし、年間平均完成工事高を記載してください。
- (2) 記載する「建設業法上の建設工事」ごとの年間平均完成工事高(最右欄の「合計」に記載する数値)は、「総合評定値通知書」における数値と一致させてください。
- (4) 「土木工事」～「機械設備工事」の各欄には、経営事項審査の結果通知書(総合評定値通知書)をもとに当社が設定した工事種別(36 ページ参照)のうち希望する工事種別ごとに対応する建設工事(建設業)の許可の種類(37 ページ参照)から年間平均完成工事高を記載してください。ただし、実績がない工事種別を希望するときは、「0」を記載してください。(申請を希望しない工事種別の欄には、年間平均完成工事高を記載しないでください。なお、申請を希望しない工事種別に年間平均完成工事高が記載してある場合、または、「経営事項審査の結果通知書(総合評定値通知書)」の建設工事の種類ごとに足した合計と申請を希望する工種の合計金額に差がある場合については、「その他」の欄に計上してください。)
- (5) 「道路保全土木工事」及び「道路保全施設工事」を希望する場合には、「経営事項審査の結果通知書(総合評定値通知書)」に記載されている完成工事高の数字を使うことはできませんので、年間平均完成工事高は記載しないでください。
- (6) 土木一式工事からPC橋上部工工事又は橋梁補修改築工事に分割する年間平均完成工事高は、「経営事項審査の結果通知書(総合評定値通知書)」における土木一式工事の内訳表示であるプレストレスト・コンクリート工事の年間平均完成工事高と同一でなければなりません。
※「経営事項審査の結果通知書(総合評定値通知書)」における土木一式工事の内訳表示であるプレストレスト・コンクリート工事の年間平均完成工事高は、当社の希望工事種別であるPC橋上部工工事又は橋梁補修改築工事にしか計上できません。
- (7) とび・土工・コンクリート工事から土木補修工事に分割する年間平均完成工事高は、「経営事項審査の結果通知書(総合評定値通知書)」におけるとび・土工・コンクリート工事の内訳表示である法面処理工事の年間平均完成工事高以上でなければなりません。
※「経営事項審査の結果通知書(総合評定値通知書)」におけるとび・土工・コンクリート工事の内訳表示である法面処理工事の年間平均完成工事高は、当社の希望工事種別である土木補修工事にしか計上できません。
- (8) 鋼構造物工事から鋼橋上部工工事又は橋梁補修改築工事に分割する年間平均完成工事高は、「経営事項審査の結果通知書(総合評定値通知書)」における鋼構造物工事の内訳表示である鋼橋上部工事の年間平均完成工事高と同一でなければなりません。
※「経営事項審査の結果通知書(総合評定値通知書)」における鋼構造物工事の内訳表示である鋼橋上部工事の年間平均完成工事高は、当社の希望工事種別である鋼橋上部工工事又は橋梁補修改築工事にしか計上できません。
- (9) 「その他」の欄には、「経営事項審査の結果通知書(総合評定値通知書)」の「年間平均完成工事高合計」から希望する「土木工事」～「機械設備工事」に記載した完成工事高を差し引いた金額を一括して記載してください。
- (10) 「申請希望」欄については、申請を希望する工事種別ごとに○印を記載し、合計の欄に表示された数が、希望した工事種別の数となっているか確認してください。
なお、完成工事高欄に金額の記載があっても、申請希望欄に○印が付されていなければ、当該工事種別については申請がないものとして取り扱いますので、ご注意ください。
- (11) その他、様式下部の記載要領に従って記載してください。
- (12) 「道路保全土木工事」及び「道路保全施設工事」については、この様式には記載しないで下さい。
- (13) 右下の合計欄の数値は「総合評定値通知書」の合計欄の数値と端数が一致しなくても構いません。

《記載例》

様式2(令和9・10年度 NEXCO西日本申請用)

※受付番号

業 者 コー ド 1 0 0 0 1 2 3 4 5 6

希望工種別年間平均完成工事高内訳表

(単位:千円)

申請希望(○ or △)	○	○	○	○	○	○	○	○					○		○										希望工種数
競争参加資格希望工種別	土木工事	土木補修工事	舗装工事	PC橋上部工事	鋼橋上部工事	橋梁補修改築工事	建築工事	電気工事	通信工事	管工事	塗装工事	造園工事	道路付属物工事	トンネル非常用設備工事	受配電設備工事	遠方監視制御設備工事	伝送交換設備工事	交通情報設備工事	無線設備工事	トンネル換気設備工事	機械設備工事	道路保全土木工事	道路保全施設工事	その他	9
建設業法上の建設工事																									合計
01 土木一式	321,543			28,563		323,985							0												674,091
02 建築一式																									
03 大工																									
04 左官																									
05 とび・土工・コンクリート	105,620			0	0	0							5,425												171,045
06 石													0												
07 屋根																									
08 電気								0							0										
09 管																									
10 タイル・レンガ・ブロック													0												
11 鋼構造物					125,737	0							0												125,737
12 鉄筋																									
13 舗装			151,381																						151,381
14 しゅんせつ																									
15 板金																									
16 ガラス																									
17 塗装																									
18 防水																									
19 内装仕上																									
20 機械器具設置													0												
21 熱絶縁																									
22 電気通信									10,179																10,179
23 造園																									
24 さく井																									
25 建具																									
26 水道施設																									
27 消防施設																									
28 清掃施設																									
29 解体				0	0	0							0												
その他																									
希望工種合計	427,163		151,381	28,563	125,737	323,985			10,179				65,425												1,132,433

【記載要領】

- (1) 総合評価値通知書に記載されている「建設業法上の建設工事」ごとの年間平均完成工事高を、当社の定める「競争参加資格希望工種別」に分割もしくはそのまま計上してください。
※当社の定める「競争参加資格希望工種別」への計上を希望されない分の年間平均完成工事高は、「その他」欄へ記載してください。
- (2) 「建設業法上の建設工事」ごとに最右列に設けている合計値は、総合評価値通知書に記載されている「建設業法上の建設工事」ごとの年間平均完成工事高と同一としてください。
- (3) 当社の定める「競争参加資格希望工種別」のうち、申請を希望する工種については、「申請希望」欄に○を記載してください。(追加申請を希望する場合は、既に認定を受けている工種に○を記載したうえで、△を記載してください)
- (4) 「道路保全土木工事」の申請を希望する場合は、「土木一式工事」「舗装工事」「造園工事」の全てにおいて総合評価値(P)を受けていることが必要となります。
- (5) 「道路保全施設工事」の申請を希望する場合は、「電気工事」「電気通信工事」の両方の工種の総合評価値(P)を受けていることが必要となります。
- (6) 実績がない工種を希望する場合は、「希望工種合計」欄に「0」を記載してください。

「③ 営業所一覧表」[様式 3]

「営業所一覧表」は、申請日現在で作成してください。記載事項が 1 枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続き延長して記入してください。

- (1) **番号** の欄には、1 から連番を記載してください。
- (2) **営業所名称** の欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有しているすべての本店又は支店・営業所等の名称を記載してください。
- (3) **所在地** の欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで都道府県名から記載してください。
また、丁目・番地は「－（ハイフン）」により省略して記載してください。
- (4) **電話番号・FAX 番号** の欄には、上段に電話番号を、下段に FAX 番号をそれぞれ左詰めで記載することとし、市外局番・市内局番及び番号は「－（ハイフン）」で区切ってください。
- (5) **建設業許可業種** の欄には、「営業所名称」欄に記載した営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に「○」印を付してください。

※ 建設業の許可を有していても、経営事項審査を受けていない建設業許可業種には、「○」印を付さないでください。

(注) 存在しない架空の営業所や、経営事項審査を受けた建設業の許可を有していない営業所を記載した場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、資格認定を取り消されることがありますので、ご注意ください。

《記載例》

様式3(令和9・10年度 NEXCO西日本申請用)

※受付番号

業 者 コー ド 1 0 0 0 1 2 3 4 5 6

- (1)本表は、申請日現在で作成してください。
 (2)「営業所名称」欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有するすべての本店又は支店等営業所の名称を記載してください。
 (3)「所在地」欄には、営業所の所在地を左詰めで記載してください。
 (4)「電話番号・FAX番号」欄は、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載してください。また、市外局番・市内局番及び番号は「-(ハイフン)」で区切ってください。
 (5)「建設業許可業種」の欄には、「営業所名称」欄に記載した営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に○印を付けてください。

営 業 所 一 覧 表

番号	営業所名称	郵便番号	所 在 地	電話番号(上段)	建 設 業 許 可 業 種																											
				FAX番号(下段)	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗 ^{しゅ}	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
1	本 社	530 - 0003	大阪府 大阪市北区 堂島1-6-20	06 - 6344 - 7065 06 - 6344 - 7445	○				○		○		○	○											○	○						
2	九州支店	812 - 0013	福岡県 福岡市博多区 博多駅東3-13-15	092 - 260 - 6111 092 - 260 - 6118	○				○		○			○																		
3		-	県名 市区町村 地名/番地	- - - -																												
4		-	県名 市区町村 地名/番地	- - - -																												
5		-	県名 市区町村 地名/番地	- - - -																												
6		-	県名 市区町村 地名/番地	- - - -																												
7		-	県名 市区町村 地名/番地	- - - -																												
8		-	県名 市区町村 地名/番地	- - - -																												
9		-	県名 市区町村 地名/番地	- - - -																												
10		-	県名 市区町村 地名/番地	- - - -																												
11		-	県名 市区町村 地名/番地	- - - -																												
12		-	県名 市区町村 地名/番地	- - - -																												
13		-	県名 市区町村 地名/番地	- - - -																												
14		-	県名 市区町村 地名/番地	- - - -																												
15		-	県名 市区町村 地名/番地	- - - -																												
16		-	県名 市区町村 地名/番地	- - - -																												

経営事項審査を受けている
建設許可業種のみ「○」を記入

「④ 総合評定値通知書の写し等」

(1) 総合評定値通知書の写し

公共性のある施設又は工作物に関する工事（当社が発注する工事含む。）を直接請け負おうとする建設業者は、建設業法第 27 条の 23 による経営事項審査を受けることが義務づけられています。さらに、工事請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けた後、その経営事項審査の申請の直前の事業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）から 1 年 7 月の間に限られています。したがって、毎年、当社が発注する工事を直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から 1 年 7 月の間の「工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要になります。

申請書類として提出していただく「総合評定値通知書の写し」は、以下の a～c 全ての条件を満たしているものでなければなりません。条件を満たしていない場合には申請を受け付けられません。

- a. 申請をする日の直前に受けたものであって、申請をする日の 1 年 7 月前までの間の決算日を審査基準日とするもの（要件を満たす経営事項審査の結果通知書（総合評定値通知書）が複数ある場合は、そのうち最新のもの）（定期受付の場合は、令和 7 年 6 月 16 日以降を審査基準日とするもの）。
- b. 経営事項審査の総合評定値（P）の通知を受けていること。

「⑤ 納税証明書の写し」

添付書類として「納税証明書の写し」を提出していただきます。この「納税証明書の写し」が添付されていない場合には、資格審査申請書類を受理することはできません。

(1) 添付を必要とする納税証明書の様式

下記、書式その 2 に加え、書式その 3 のいずれか一枚を添付してください。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則 別紙第 9 号書式その 2	「申告所得税」（個人）、「法人税」（法人）に係る所得金額の証明書	必須	必須
国税通則法施行規則 別紙第 9 号書式その 3	「申告所得税及び復興特別所得税」（個人）、「法人税」（法人）、「消費税及び地方消費税」（個人及び法人）について未納の税額のないことの証明書	○	○
国税通則法施行規則 別紙第 9 号書式その 3 の 2	「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則 別紙第 9 号書式その 3 の 3	「法人税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎

※できる限り、「◎」のついた証明書を添付してください。（「○」のついた証明書は税目単位の証明書が必要です。）

(2) 納税証明の対象

個人：申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税について所得金額及び未納の税額のないことの証明

法人：法人税の所得金額、消費税及び地方消費税について所得金額及び未納の税額のないことの証明

(3) 有効な納税証明年月日及び提出方法

申請の際に、証明年月日が申請書提出時以前で 3 か月以内のものの写しを添付してください。また、未納税額の記載があり、その納期限が申請書提出時以前である場合には、納税済みであることを証明する領収書等を添付してください。

「⑥ 委任状」(行政書士等が代理申請をする場合のみ)

行政書士等の代理人による申請(申請代理人の名義による申請)が可能です。

なお、代理申請を行う場合は、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。

(1) 委任状の提出

代理申請する場合には、申請者本人(代表者)から申請代理人(行政書士等)への委任状の提出が必要です。委任状は、必ず次の条件を満たすものの正本を PDF ファイルにまとめて提出してください。

【委任状の条件】

- ① 委任状の日付が申請日から 3 ヶ月以内のもの。
- ② 委任の範囲が具体的に記載していること。
- ③ 受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)の記載があること。
- ④ 委任者・受任者の住所、氏名の記載があること。
- ⑤ 委任者の押印があること。

《委任状例》

委任状	
(受任者)	
住 所	
登録番号	
氏 名	
電話番号	
私は上記の者を代理人と定め、西日本高速道路(株)の競争参加資格審査の申請について次の権限を委任します。	
(委任事項)	
1. 申請書類の作成	
2. 申請代理	
3. 記載事項の訂正	
令和 年 月 日	
(委任者)	
住 所	
商号又は名称	印
代表者氏名	

6. 外国事業者が申請をする場合の提出書類等

(1) 「①競争参加資格申請書(建設工事)」の **09 本社(店)住所** 欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載してください。

なお、日本国内の連絡場所については、その所在地を欄外に記載してください。

(2) 「①競争参加資格申請書(建設工事)」の **10 商号又は名称** 欄については、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要です。

(3) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。

(4) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程(昭和 22 年大蔵省令第 95 号)第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載してください。

第4 経常JVの申請方法

経常JVとは、優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成するものです。

なお、単体での申請を行っている方については、経常JVでの申請をすることはできません。（単体が経常JVのどちらかの申請となります。単体として「土木工事」以外を申請することもできません。）

また、当社では、経営事項評価点数及び技術評価点数についての加算の調整を行っていません。

1. 経常JVの申請を受付ける工事種別

土木工事のみ（「土木工事」以外の工種は申請できません。）

2. 資格審査の申請ができる方

(1) 登録できる経常JVの数

構成員が、登録することができる経常JVの数は1とします。

(2) 構成員数及び出資比率

2者又は3者とし、各構成員の出資比率の最小限度基準は、2者構成の場合は30%以上、3者構成の場合は20%以上とします。

(3) 構成員の組合せ

同一等級又は直近等級に属する者の組合せとします。また、3者による組み合わせの場合は、いずれの2者をとっても同一等級又は直近等級に認定を受けることができる者の組合せでなければなりません。

(4) 構成員の資格

全ての構成員が、次の7項目を満たしていなければなりません。

- ①欠格要件（3ページ参照）に該当していないこと。
- ②当社において、土木工事のC等級の競争参加資格の認定を受けることができる者であること。
- ③資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社若しくは個人。
- ④土木工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての事業年数が3年以上であること。
- ⑤土木工事について元請けとしての施工実績を有すること。
- ⑥監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たってこれらの技術者を工事現場ごとに専任で配置することができる者であること。
- ⑦構成員単体での競争参加資格申請を提出していないこと。

3. 申請書類

申請書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

- | | |
|---|--------|
| ① 競争参加資格審査申請書（建設工事） | …… 様式1 |
| ② 希望工種別年間平均完成工事高内訳表 | …… 様式2 |
| ③ 総合評価値通知書の写し等（各構成員すべて） | |
| ④ 納税証明書の写し（各構成員すべて） | |
| ⑤ 経常建設共同企業体協定書の写し（19～20ページ参照） | |
| ⑥ 委任状（行政書士等が代理申請する場合。なお、委任者の押印が必要。P16参照） | |
| ※①～⑥の書類をその順序で①・②を1つのExcelがファイルに、③～⑤を1つのPDFファイルにまとめて、当社ホームページの「競争参加資格審査申請書（工事、調査等）送信フォーム」から電送してください。 | |
| ※委任状の委任者を除いて押印は不要です。 | |

4. 提出部数

「3. 申請書類」①～⑤の提出部数は、1部です。

5. 申請書類の作成方法

「第3 会社・個人事業者の申請方法」の場合と同様です。(8 ページ参照)

6. 申請書類の記載要領

「第3 会社・個人事業者の申請方法」の場合の記載要領のほか、次の点に留意してください。

「① 競争参加資格審査申請書（建設工事）」[様式1]

- (1) 03 業者コード 06 適格組合証明 18 外資状況 19 事業年数 及び 20 総職員数 の各欄の記載は不要です。ただし、各構成員のうち、単体で資格認定を受けている者がいる場合は、その者の業者コードを空白部分に記載してください。
- (2) 04 建設業許可番号 の欄外に、各構成員それぞれの建設業許可番号を記載してください。
- (3) 10 商号又は名称 欄には経常JVの名称を記載してください。
- (4) 11 役職・代表者氏名 欄の余白部分に、代表となる会社の名称を記載してください。
- (5) 12 担当者氏名 欄には、経常JVの代表会社の職員で申請内容を把握している方（当該申請についての質問に答えられる方）を記載してください。

「② 希望工種別年間平均完成工事高内訳表」[様式2]

- (1) 最右欄の「合計」欄は、各構成員の合算値を記入してください。
また、右下の空欄部に構成員ごとの完成工事高を記入してください。ただし、土木工事またはその他以外の欄には記入できません。
「申請希望」欄についても、土木工事以外の欄には記入できません。

「③ 経常建設共同企業体協定書の写し」

経常建設共同企業体協定書は、次ページの様式により作成して下さい。

7. 申請にあたっての注意事項

- (1) 経常JVの申請は、インターネット方式を利用することはできません。
- (2) 経常JV申請の加算措置を行わないことから、資格認定後に意図した効果（ランクアップ等）にならない場合が想定されますので、十分に考慮したうえで申請してください。
- (3) 申請については、経常JVか単体での申請かのどちらかでなくてはなりません。
（構成員が単体及び経常JVの両方での申請を行うことはできません。単体として「土木工事」以外の工種を申請することもできません。）
- (4) 単体としての申請をしている者、認定を受けている者又は認定を受けていた者は、当該認定期間内に経常JVを結成して申請をすることはできません。
- (5) 当初経常JVとして資格認定を受けた構成員が、当該認定期間内に経常JVを解散して単体で登録することは可能です。ただし、当該経常JVに係る建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は当該経常JVを解散することはできません。

〇〇経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は共同企業体として認定を受けた日に成立し、その存続期間は2年とする。ただし、2年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退す

ることができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。
(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を〇通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

《記載例》

様式1-1(令和9・10年度 NEXCO西日本申請用)

01新規

※02受付番号

03業者コード

1000123456

04建設業許可番号

05申請者の規模

06適格組合証明

令和 年 月 日
第 号

競争参加資格審査申請書(建設工事)

各構成員の建設業許可番号、業者コード(10桁)及び法人番号を順に記入

令和9・10年度において、貴機関で行われる工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。
また、「競争参加資格審査申請に伴う不正行為等防止約款」に同意します。

申請日: 令和9年12月4日

申請日は申請書の提出日(発送日)を記載すること

(株)堂島建設 00-001027(0000001978)(XXXXXXXXXXXXX)
大阪建設(株) 00-000226(0000000330)(YYYYYYYYYYYYY)
近畿建設(株) 00-000730(1000003907)(ZZZZZZZZZZZ)

西日本高速道路(株) 殿

07本社(店)郵便番号

530 - 0003

08法人番号

X X X X X X X X X X X X X X X

09本社(店)住所

大阪府 大阪市北区 堂島1-6-20

10商号又は名称

ドウジマケンセツ (株)堂島建設 (株)堂島建設 代表会社名を記入

11役職

代表取締役

11代表者氏名

ドウジマ タロウ 堂島 太郎

12担当者氏名

ドウジマ イチロウ 堂島 一郎

13本社(店)電話番号

06 - 6344 - 7065

14担当者電話番号

06 - 6344 - 7065

15本社(店)FAX番号

06 - 6344 - 7445

16お知らせ

メールアドレス XXXX@XXXX

17申請代理人

[申請代理人住所] 〒 -
[申請代理人電話番号] -
[申請代理人氏名] 行政書士等が代理申請する場合は委任状(委任者の押印があること)が必要です。

18外資状況

1. 外国籍会社 [国名:]
2. 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)
3. 日本国籍会社 [国名:] [国名:] (外資比率: %)

19事業年数

29 年

20総職員数(人)

123

※欄については、記載しないこと

《記載例》

様式2(令和9・10年度 NEXCO西日本申請用)

※受付番号 業 者 コー ド 1 0 0 0 1 2 3 4 5 6

希望工種別年間平均完成工事高内訳表

(単位:千円)

申請希望(○ or △)	○																								希望工種数
競争参加資格 希望工事種別	土木工事	土木補修 工事	舗装工事	PC橋上 部工事	鋼橋上部 部工事	橋梁補修 改築工事	建築工事	電気工事	通信工事	管工事	塗装工事	造園工事	道路付属 物工事	トンネル 非常用設 備工事	受配電設 備工事	遠方監視 制御設備 工事	伝送交換 設備工事	交通情報 設備工事	無線設備 工事	トンネル 換気設備 工事	機械設備 工事	道路保全 土木工事	道路保全 施設工事	その他	1
建設業法上の 建設工事	土木工事	土木補修 工事	舗装工事	PC橋上 部工事	鋼橋上部 部工事	橋梁補修 改築工事	建築工事	電気工事	通信工事	管工事	塗装工事	造園工事	道路付属 物工事	トンネル 非常用設 備工事	受配電設 備工事	遠方監視 制御設備 工事	伝送交換 設備工事	交通情報 設備工事	無線設備 工事	トンネル 換気設備 工事	機械設備 工事	道路保全 土木工事	道路保全 施設工事	その他	合計
01 土木一式	460,307																								460,307
02 建築一式			全ての構成員の総合評価値通知書の「土木一式工事」、 「とび・土工・コンクリート工事」、「石工事」、「タイル・れん が・ブロック工事」及び「解体工事」の年間平均完成工事高 の合計を記入																						
03 大工																									
04 左官																									
05 とび・土工・コンクリート	0																								
06 石	0																								
07 屋根																									
08 電気																									
09 管																									
10 タイル・レンガ・ブロック	0																								
11 鋼構造物																									
12 鉄筋																									
13 舗装																									
14 しゅんせつ																									
15 板金																									
16 ガラス																									
17 塗装																									
18 防水																									
19 内装仕上																									
20 機械器具設置																									
21 熱絶縁																									
22 電気通信																									
23 造園																									
24 さく井																									
25 建具																									
26 水道施設																									
27 消防施設																									
28 清掃施設																									
29 解体	0																								
その他																									
希望工種合計	460,307																								460,307

【記載要領】

(1) 総合評価値通知書に記載されている「建設業法上の建設工事」ごとの年間平均完成工事高を、当社の定める「競争参加資格希望工事種別」に分割もしくはそのまま計上してください。

※当社の定める「競争参加資格希望工事種別」への計上を希望されない分の年間平均完成工事高は、「その他」欄へ記載してください。

(2) 「建設業法上の建設工事」ごとに最右列に設けている合計値は、総合評価値通知書に記載されている「建設業法上の建設工事」ごとの年間平均完成工事高と同一としてください。

(3) 当社の定める「競争参加資格希望工事種別」のうち、申請を希望する工事種別については、「申請希望」欄に○を記載してください。(追加申請を希望する場合は、既に認定を受けている工種に○を記載したうえで、△を記載してください)

(4) 「道路保全土木工事」の申請を希望する場合は、「土木一式工事」「舗装工事」「造園工事」の全てにおいて総合評価値(P)を受けていることが必要となります。

(5) 「道路保全施設工事」の申請を希望する場合は、「電気工事」「電気通信工事」の両方の工種の総合評価値(P)を受けていることが必要となります。

(6) 実績がない工事種別を希望する場合は、「希望工種合計」欄に「0」を記載してください。

第5 事業協同組合の申請方法

1. 資格審査の申請ができる方

欠格要件（3 ページ参照）に該当しない方は申請できます。

なお、事業協同組合については、受注機会の確保を図るため、特例計算が定められています。この特例は、事業協同組合から特例扱いの申出がある場合に限り適用することとなっておりますので、特例扱いを希望される方は、事業協同組合の特例扱いを希望する場合の項をご覧ください。

2. 事業協同組合の特例扱いを希望しない場合

- | | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 申請書類(2) 提出部数(3) 申請書類の作成方法(4) 申請書類の記載要領 | } | 「第3 会社・個人事業者の申請方法」の場合と同様です（8 ページ参照）。 <u>なお、申請書類に記載する内容は、全て事業共同組合自体のものとしてください。</u> |
|---|---|---|

3. 事業協同組合の特例扱いを希望する場合

事業協同組合の特例扱いを希望できる事業協同組合は、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合で建設業法第 3 条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている場合に限られます。

また、特例扱いは、事業協同組合の希望工事種別のうち、官公需適格組合証明を受けた建設工事に対応する希望工事種別（37 ページ参照）で、かつ、特例扱いを希望する旨を申し出た希望工事種別についてのみ行います。

(1) 審査対象者

事業協同組合の特例扱いを希望する場合には、事業協同組合自体の経営の内容に加えて、組合員である建設業者のうちから最大 10 社の審査対象者のものも考慮されて審査が行われます。

審査対象者は次の要件を満たしていることが必要です。この場合、審査対象者の数は 10 を超えることはできません。

《審査対象者の要件》

- ①当該組合の組合員であること。
- ②当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。
- ③当該希望工事種別に属する工事を施工することについて建設業法第 3 条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けている者であること。
- ④欠格要件（3 ページ参照）に該当しない者であること。

(2) 申請書類

申請書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

- ① 競争参加資格審査申請書（建設工事） …… 様式 1
 - ② 希望工種別年間平均完成工事高内訳表 …… 様式 2
 - ③ 営業所一覧表 …… 様式 3
 - ④ 共同企業体調書 …… 様式 4
 - ⑤ 総合評定値通知書の写し等（事業協同組合及び全ての審査対象者分）
 - ⑥ 納税証明書の写し（事業協同組合及び全ての審査対象者分）
 - ⑦ 官公需適格組合証明書の写し
 - ⑧ 審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書面（任意様式）
 - ⑨ 役員名簿（任意様式）
 - ⑩ 組合員名簿（任意様式）
 - ⑪ 委任状（行政書士等が代理申請する場合。なお、委任者の押印が必要。P16 参照）
- ※①～⑪の書類をその順序で①～④を 1 つの Excel がファイルに、⑤～⑪を 1 つの PDF ファイルにまとめて、当社ホームページの「競争参加資格審査申請書（工事、調査等）送信フォーム」から電送してください。

(3) 提出部数

(4) 申請書類の作成方法

(5) 申請書類の記載要領

「第 3 会社・個人事業者の申請方法」の場合と同様です。
(8 ページ参照)

「第 3 会社・個人事業者の申請方法」の場合の記載要領のほか、次の点に留意してください。

「① 競争参加資格審査申請書（建設工事）」[様式 1]

- (1) 特例扱いを希望する場合は、「①競争参加資格審査申請書（建設工事）」（様式 1）の本文中「…事実と相違しないことを誓約します。」の後の余白に特例扱いを希望する旨（例えば、「特例扱いを希望します。」等）及びその希望工事種別を朱書きで記載してください。
- (2) 06 適格組合証明 欄には、中小企業庁の官公需適格組合の証明年月日・番号を記載してください。
- (3) 19 事業年数 欄には、事業協同組合及び各審査対象者の平均年数を記載してください。
- (4) 20 総職員数 欄には、事業協同組合及び各審査対象者の総職員数の合計職員数を記載してください。

「② 希望工種別年間平均完成工事高内訳表」[様式 2]

事業協同組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高を合計した金額をそれぞれ記載してください。

「③ 営業所一覧表」[様式 3]

事業協同組合自体の本店又は支店・営業所等を記載してください。

「④ 共同企業体等調書」[様式 4]

官公需適格組合のほか審査対象者が 4 事業者までの場合（以下「A 者の場合」という。）には、共同企業体等調書を 2 枚（様式 4－1（技術職員数）その 1 及び様式 4－3（元請完工高））作成し、これを超える事業者からなる場合（以下「B 者の場合」という。）には、共同企業体等調書を 3 枚（様式 4－1（技術職員数）その 1、様式 4－2（技術職員数）その 2 及び様式 4－3（元請完工高））作成して提出してください。

各欄については、次により記載してください。

○【様式 4－1 及び様式 4－2】（技術職員数）

- (1) 「技術職員数」欄には、総合評定値通知書等の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、事業協同組合及び審査対象者ごとに、1 級、講習受講、監理補佐、基幹、2 級及びその

他の①から⑪の各欄にそれぞれ転記してください。

また、A者の場合には、①から⑤までの各欄の合計数値を「⑥or 計」欄に記載し、B者の場合には、①から⑪までの各欄の合計数値を「計」欄に記載してください。

- (2)「自己資本額」欄には、総合評定値通知書等の「自己資本額」欄に記載されている金額を、「利益額」欄には、総合評定値通知書等の「利益額」欄に記載されている金額をそれぞれ転記してください。

また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記(1)の方法により記載してください。

- (3)「経営状況」欄には、総合評定値通知書等の「経営状況」欄の「評点（Y）」欄に記載されている点数を転記してください。

また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記(1)の方法により記載してください。

- (4)「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書等の「その他の評価項目（社会性等）」欄の「評点（W）」欄に記載されている点数を転記してください。

また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記(1)の方法により記載してください。

○【様式4－3】（元請完工高）

- (1)「元請完工高」欄に、総合評定値通知書等の「元請完成工事高」欄に記載されている建設工事の種類別の元請完成工事高を、事業協同組合及び審査対象者ごとに、①から⑪の各欄にそれぞれ転記してください。

「⑤ 総合評定値通知書の写し等」

事業協同組合及び全ての審査対象者の総合評定値通知書の写し等（「第3 会社・個人事業者の申請方法」の場合と同様のもの。）をそれぞれ提出してください。

4. 申請にあたっての注意事項

- (1) 特例扱いを希望する場合は、インターネット方式を利用することはできません。
- (2) 事業協同組合の特例扱いは、前述のとおり、事業協同組合自体の経営内容等に加え、最大10社の審査対象者のものも考慮して審査が行われますので、審査対象者の指定にあたっては、特例扱いを希望する工事種別ごとに十分検討のうえ、審査対象者の要件を満たす構成員の中から、適切な者を指定してください。
- (3) 当社が発注する工事では、事業協同組合が特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員となることはできませんので、予めご注意ください。
- (4) 構成員が「欠格要件（3 ページ参照）」に該当した場合については、再申請が必要となります。

第6 協業組合・企業組合の申請方法

1. 資格審査の申請ができる方

欠格要件（3 ページ参照）に該当しない方は申請できます。

2. 申請書類

3. 提出部数

4. 申請書類の作成方法

5. 申請書類の記載要領

「第3 会社・個人事業者の申請方法」の場合と同様です。
(8 ページ参照)
ただし、参考として組合員名簿を申請書類に添付してください。

「第3 会社・個人事業者の申請方法」の場合の記載要領のほか、次の点に留意してください。
また、申請書類に記載する内容は、全て協業組合又は企業組合自体のものとしてください。

「① 希望工種別年間平均完成工事高内訳表」[様式2]

協業組合又は企業組合自体の年間平均完成工事高を記載してください。

第7 合併等により設立された会社の申請方法

競争参加資格審査申請書を申請した日以降に合併、事業譲渡及び会社分割（以下「合併等」といいます。）を行った場合は、合併等に伴う競争参加資格の承継手続きが必要です。また、一部の事業譲渡または会社分割を行った譲渡人についても、併せて手続きが必要です。

合併等により新たに設立された会社については、「第3 会社・個人事業者の申請方法」のほか、以下の方法で申請してください。

1. 合併等により新たに設立された会社の種類及び特例等

(1) 合併等により新たに設立された会社の種類

「合併等により新たに設立された会社」とは、次の①から③までに掲げる会社をいう。

① 合併

合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（以下「合併新設会社」という。）又は合併によりその一方が存続した場合における存続会社（以下「合併存続会社」という。）

② 事業譲渡

イ. 親会社が、その事業（建設業）の全部又は一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該事業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該事業部門の事業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

ロ. 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の事業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該事業を譲渡した会社（以下「承継譲渡会社」という。）の当該事業部門の事業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社（以下「承継譲受会社」という。）

ハ. 既存の会社が他の会社から事業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該事業を譲渡した会社（以下「譲渡会社」という。）の当該事業部門の事業活動が廃止され、又は休止された場合における当該事業を譲り受けた会社（以下「譲受会社」という。）

③ 会社分割

事業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社（以下「分割会社」という。）の当該事業部門の事業活動が廃止され、又は休止された場合における当該事業を承継した会社（以下「分割承継会社」という。）

(2) 技術評価点数における特例

①合併新設会社又は合併存続会社にあつては、それぞれの合併前の合併当事会社を一つの会社とみなして算定します。

②事業譲渡又は分割の場合にあつては、事業（建設業）の全部を譲り受けた場合等、合併と同等とみなし得る場合のみ、親会社と子会社、承継譲渡会社と承継譲受会社、譲渡会社と譲受会社、又は分割会社と分割承継会社を一つの会社とみなして算定します。

(3) 入札参加資格停止に伴う減点における特例

合併等の当事会社において、入札参加資格停止に伴う減点がある場合は、当社の「資格審査要領」で定める基準により、算定します。

(4) 施工実績の取扱い

①合併の場合にあつては、それぞれの合併前の合併当事会社を一つの会社とみなした施工実績を合併新設会社又は合併存続会社の施工実績とみなします。

②事業譲渡又は分割の場合にあつては、事業（建設業）の全部を譲り受けた場合等、合併と同等とみなし得る場合のみ、親会社と子会社、承継譲渡会社と承継譲受会社、譲渡会社と譲受会社、又は分割会社と分割承継会社を一つの会社とみなした施工実績を、子会社、承継譲受会社、譲受会社、又は分割承継会社の施工実績とみなします。

(5) その他

- ① 既に合併等を行っていたが、令和 9・10 年度以前の当社の資格審査において合併等の事実について申請していなかった場合でも、過去 5 年間以内に合併等された会社にあつては、希望すれば上記の適用を受けることができます。
- ② 合併等の後 1 年未満であり、合併等会社として決算を済まされていない合併等会社にあつては、合併日、事業譲渡日又は会社分割日を審査基準日とする経営事項審査を受けていなければなりません。
- ③ 当社では合併等による加算措置は行っていません。

2. 申請書類

申請書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

- | | |
|---|---------|
| ① 競争参加資格承継申請書 | …… 様式 5 |
| ② 競争参加資格審査申請書（建設工事） | …… 様式 1 |
| ③ 希望工事種別年間平均完成工事高内訳表 | …… 様式 2 |
| ④ 営業所一覧表 | …… 様式 3 |
| ⑤ 総合評定値通知書の写し等（合併等後を審査基準日とするもの） | |
| ⑥ 納税証明書の写し | |
| ⑦ 委任状（行政書士等が代理申請する場合。なお、委任者の押印が必要。P16 参照） | |
| 【合併の場合】 | |
| ⑧ 合併契約書の写し | |
| ⑨ 合併後の登記事項証明書の写し | |
| ⑩ 消滅会社の閉鎖登記簿（写し）または建設業廃業届の写し | |
| 【事業譲渡の場合】 | |
| ⑪ 事業譲渡契約書の写し | |
| ⑫ 譲渡会社及び譲受会社の株主総会議事録の写し（会社法により株主総会の承認が必要な場合に限る。） | |
| ⑬ 事業譲渡後の譲渡会社及び譲受会社の登記事項証明書の写し | |
| ⑭ 譲渡会社の建設業廃業届の写し（廃業する場合に限る。） | |
| 【会社分割の場合】 | |
| ⑮ 会社分割契約書の写し | |
| ⑯ 会社分割後の分割会社及び分割承継会社の登記事項証明書の写し | |
| ⑰ 分割会社の建設業廃業届の写し（廃業する場合に限る。） | |
| ※合併の場合は①～⑩、事業譲渡の場合は①～⑦及び⑪～⑭、会社分割の場合は①～⑦及び⑮～⑰の書類をその順序で、①～④を 1 つの Excel がファイルに、それ以外を 1 つの PDF ファイルにまとめて、当社ホームページの「競争参加資格審査申請書（工事、調査等）送信フォーム」から電送してください。 | |
| ※委任状の委任者を除いて押印は不要です。 | |

3. 提出部数

4. 申請書類の作成方法

5. 申請書類の記載要領

「第 3 会社・個人事業者の申請方法」の場合の記載要領のほか、次の点に留意してください。
なお、記載する内容は、合併、事業譲渡又は会社分割の後のものとしてください。

「① 合併等に伴う競争参加資格承継申請書」 [様式 5]

- (1) 事業譲渡、会社分割の場合は、譲渡・分割によって承継会社が承継する当社の希望工事種別について、漏れなく記入してください。
- (2) 合併理由は簡潔明瞭に記入してください。

「② 競争参加資格審査申請書（建設工事）」[様式 1]

20 総職員数 の欄には、合併等の後の総職員数を記載してください。

「③ 希望工種別年間平均完成工事高内訳表」[様式 2]

最右欄の「合計」の欄には、合併等後の年間平均完成工事高を記載してください。

6. 合併等後の再審査

申請書類の提出後又は有資格者として認定された後に、合併、事業譲渡又は会社分割を行った場合には、速やかにその旨を申請書類の送付先（5 ページ参照）に届け出るとともに、競争参加資格の再申請を行ってください。

また、当社と現に契約中である工事等の手続きの方法も含め、合併等に関する手続きについて不明な点等ありましたら、申請書類の送付先（5 ページ参照）にお問い合わせください。

7. その他

合併等により、有資格者として認定された法人が消滅した場合、登録業種に係る業務を廃業した場合などは、「第 8 変更事項の届出方法等（31 ページ参照）」により、**変更届を提出**してください。

《会社分割を行った場合の記載例》

様式5-3(令和9・10年度 NEXCO西日本申請用)

会社分割に伴う競争参加資格承継申請書【工事】

令和9年12月4日

西日本高速道路(株) 殿

分割後会社 (所在地) 大阪府大阪市北区堂島1-6-20
(商号) (株)堂島建設
(代表者) 堂島 太郎

分割前会社
分割渡会社 (商号) (株)堂島建設
分割受会社 (商号) 大阪建設(株)

令和9年12月4日付けをもって、大阪建設株式会社は、株式会社堂島建設に下記により会社分割し、権利義務の一切を承継しましたので、競争参加資格の承継について申請します。

なお、会社分割後の会社は株式会社堂島建設 とします。

記

1. 分割する希望工事種別

土木工事、舗装工事、道路付属物工事、無線設備工事

当社の工事種別のうち、
分割する工事種別を全て記入

2. 会社分割理由

会社分割を行った理由を
簡潔明瞭に記入

3. 申請に伴う提出書類

- | | |
|--------------------------------|-------|
| ①競争参加資格審査申請書(建設工事) | ……様式1 |
| ②工事分割内訳表 | ……様式2 |
| ③営業所一覧表 | ……様式3 |
| ④総合評価値通知書の写し(会社分割後を審査基準日とするもの) | |
| ⑤納税証明書の写し | |
| ⑥会社分割契約書の写し | |
| ⑦会社分割後の譲渡人及び譲受人の登記事項証明書の写し | |
| ⑧建設業廃業届の写し(廃業する場合に限る) | |

以 上

第8 変更事項の届出方法等

1. 申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後又は有資格者として認定された後に次に掲げる(1)～(5)の場合に該当するときは、速やかに、「競争参加資格審査申請書変更届（工事、調査等）」（別記様式）及び添付書類を提出してください。

なお、代理申請を行う場合は、申請者本人から申請代理人への委任状（委任者の押印が必要。P16 参照）も提出してください。

(1) 申請者又は有資格者として認定された方が次に該当した場合

- ①死亡したとき
- ②法人が合併等により消滅したとき
- ③法人が破産により解散したとき
- ④法人が合併等又は破産以外の事由により解散したとき
- ⑤廃業したとき（一部廃業を含む）
- ⑥契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者になったとき
- ⑦建設業法第3条の規定による許可の全部又は一部を受けていない者となったとき
- ⑧経常JVを解散した場合

(2) 申請者又は有資格者として認定された方が次の事項を変更した場合

区分	変更事項	添付書類
法人	本社（店）住所 ※①	登記事項全部（又は一部）証明書の写し 又は 建設業許可の変更届出書の写し
	商号又は名称 ※①	
	本社（店）代表者の氏名 ※①	
	本社（店）の電話番号又はFAX番号	—
	許可・登録の状況 ※②	許可・登録等の証明書の写し （※建設業許可書の写し等）
	営業所の名称、住所、電話番号、FAX番号又は許可工事種別 ※③	建設業許可の変更届出書の写し等
	営業所の新設	・営業所の建設業許可業種を証明するもの （※建設業許可の変更届出書の写し等） ・新設した営業所に係る営業所一覧表
	営業所の閉鎖	—
個人	住 所 ※①	住民票の写し
	氏 名 ※①	戸籍謄本（又は抄本）の写し
	電話番号又はFAX番号	—
	許可・登録の状況 ※②	許可・登録等の証明書の写し （※建設業許可書の写し等）
経常 JV	代表会社の代表者名、住所、商号又は名称※①	登記事項全部（又は一部）証明書の写し
	電話番号又はFAX番号	—
共通	メールアドレス（お知らせ配信用）	—

※①商号又は名称、代表者氏名及び本店住所については、カタカナでフリガナを付してください。

※②許可・登録の状況については、単に建設業許可の更新を行った場合（一切変更がない場合）は必要ありません。

※③支店長、営業所長の氏名の変更については、変更届は不要です。

(3) 合併、事業譲渡又は会社分割を行った場合

合併、事業譲渡又は会社分割を行った場合は、速やかにその旨を届け出るとともに、競争参加資格の再申請を行っていただきます。

なお、再申請の方法は、「第7 合併等により設立した会社の申請方法」(27 ページ)を参照してください。

(4) 認定を受けた工事種別の全部又は一部を取り下げる場合

資格認定の取り下げについては、申請者の方の自由です。ただし、資格の有効期間内にもかかわらず、認定を受けた資格について取り下げた場合、同一有効期間内は、当該資格については再度の申請をすることはできませんのでご注意ください。

また、申請書類を一度提出した場合、資格認定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合については、認定後と同様に当該有効期間内での再度の申請をすることはできませんので、ご注意ください。(ただし、インターネット方式における一定期間内での申請データの削除は除きます。)

(5) 事業協同組合が、上記(1), (2), (4)の他、次に該当した場合

- ①審査対象者が審査対象者の要件(23 ページ参照)に該当しなくなったとき。
- ②審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名に変更があったとき。
- ③官公需適格組合証明が取り消されたとき。
- ④官公需適格組合証明の更新を受けたとき。(※ 官公需適格組合証明書を添付してください。)

(6) 官公需適格組合証明の内容が変更された場合等の取り扱い

事業協同組合の特例扱いは、官公需適格組合証明を受けた建設工事の種類に対応する希望工事種別のうち、特例扱いを希望する希望工事種別について行うこととしています。

なお、次の場合には資格の認定を更新しないことがあります。

- ①審査対象者がその要件に該当しなくなったとき。
- ②官公需適格組合証明が取り消されたとき。
- ③官公需適格組合証明は更新されたが、証明された建設工事の種類が少なくなったとき。
- ④官公需適格組合証明の有効期間を経過した後1月以内に更新を受けた旨の届出がないとき。

※官公需適格組合証明の有効期間を経過した後1月以内に官公需適格組合証明の更新を受けた旨の届出がない場合には、官公需適格組合証明を受けていないものとして取り扱いますので、届出を忘れないように注意してください。

2. 変更届の提出先及び提出方法

(1) 提出先及び提出方法

原則として電送方式によるものとします。申請書類は、変更届はExcel ファイル、添付書類はPDF ファイルに各々1つのファイルにまとめて、当社ホームページの「競争参加資格審査申請書(工事、調査等)送信フォーム」から電送してください。

(2) 提出部数

工事、調査等の登録ごとに1部提出してください。

(変更内容が工事、調査等で同一の場合は、同時に申請できます。)

3. 変更届の作成方法

以下の記載例に従って作成してください。

《記載例》

〔届出様式（統一様式）〕

令和9・10年度 競争参加資格審査申請書変更届(建設工事、測量等)

申請日 令和●年●月●日 提出日(発送日)記入す 該当にマルをつけること

登録部局名 西日本高速道路(株) 業者コード(10桁) 第 1000123456 号 業者コードは NEXCO西日本ホームページ掲載「有資格者公表名簿」に記載のコード(10桁)を記入すること

西日本高速道路株式会社 殿

郵便番号 〒 530 - 0003 住所 大阪府 大阪市北区 堂島1-6-20 商号又は名称 (株)堂島建設 代表者氏名 代表取締役 堂島 次郎

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
本社(店)郵便番号	—	—	—
本社(店)住所(フリガナ)	—	—	—
本社(店)住所	県名 市町村 地名/番地	県名 市町村 地名/番地	—
商号又は名称(フリガナ)	—	—	—
商号又は名称	—	—	—
代表者役職	—	—	—
代表者氏名(フリガナ)	ドウジマ タロウ	ドウジマ ジロウ	令和9年5月1日
代表者氏名	堂島 太郎	堂島 次郎	令和9年5月1日
本社(店)電話番号	—	—	—
本社(店)FAX番号	—	—	—
メールアドレス(工事)	—	—	—
メールアドレス(調査)	—	—	—
NEXCO工種・業種取下げ	—	—	—
建設業許可・コンサルタント登録廃業・廃止(※4)	—	—	—
その他変更事項(自由記載) ・営業所の変更 ・建設業許可区分の変更 等	上記本社(店)情報以外の変更時(許可・登録の状況、営業所の変更・新設・閉鎖等)にご利用ください。変更前情報を記載する	上記本社(店)情報以外の変更時(許可・登録の状況、営業所の変更・新設・閉鎖等)にご利用ください。変更後情報を記載する	—

2 変更事項に係る添付書類名 登記事項全部証明書の写し 添付書類名を記入

3 申請担当者又は代理人(行政書士等)の氏名及び連絡先 担当者: 堂島 一郎 連絡先: 06-6344-7065 変更内容を把握している担当者の情報を記入

記載要領 (注意)行政書士等が代理申請する場合は委任状(委任者の押印があること)が必要です。

※1 認定されている資格の種類を、表題の(建設工事、測量等)に○印を付すこと。
※2 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。
※3 住所・商号・代表者の変更の場合は「フリガナ」を振ること。
※4 建設業許可や登録の廃業により、当社の工種・業種が取下げとなる場合があります。工事手引P37、調査等手引のP6でご確認ください。

※競争参加資格認定通知書は発行しておりません。「業者コード」は当社のホームページに掲載している「有資格者名簿」でご確認ください。

4. 契約案件に係る変更事項の届出について

契約案件に係る変更事項が発生した場合については、契約案件ごとに契約担当者へ連絡し、競争参加資格審査の変更届けとは別に所要の手続きを行う必要があります。

第9 資格認定後の工事種別追加の申請

1. 資格認定後の工事種別追加の申請

令和7・8年度の競争参加資格について当社から認定を受けた後、新たに登録工事種別の追加（以下「追加申請」という。）を希望する方は、次の事項に留意のうえ申請書類を作成してください。

なお、登録工事種別の追加を希望する場合は、建設業法の建設工事の許可の種類が当社の工事種別に対応していることに加えて、対応する建設業法の建設工事の許可の種類に係る経営事項審査を受けていることが要件となりますので注意してください。

2. 申請書類の提出先及び提出方法

原則として電送方式によるものとします。申請書類は、様式が定められているものはExcel ファイルに、それ以外はPDF ファイルに、各々1つのファイルにまとめて、当社ホームページの「競争参加資格審査申請書（工事、調査等）送信フォーム」から電送してください。

3. 申請書類

4. 提出部数

5. 申請書類の作成方法

6. 申請書類の記載要領

「第3 会社・個人事業者の申請方法」の場合と同様です。
(8 ページ参照)

※ただし、申請書類のうち「営業所一覧表」、「総合評定値通知書の写し」及び「納税証明書の写し」については、当初の申請と同一のものであれば添付する必要はありません。

「第3 会社・個人事業者の申請方法」における記載要領のほか、次の点に留意してください。

「競争参加資格審査申請書（建設工事）」[様式1]

- (1) 追加申請する場合は、様式1の余白に「工種の追加を申請します。」と朱書きで記載してください。
- (2) 01 新規／更新 欄については、「更新」を選択してください。

「希望工種別年間平均完成工事高内訳表」[様式2]

- (1) 最右欄の「合計」については、工種追加の場合は、令和7・8年度の資格審査において提出した総合評定値通知書の写しをもとに完成工事高を記載してください。その際、今回追加を希望する工事種別の完成工事高については、当初申請時に「24 その他」に金額を計上していた場合のみ、その金額の範囲内で計上することができます。ただし、既に資格を有している工事種別の完成工事高及び合計額を変更することはできません。
なお、「当初申請日において経営事項審査を受けていなかったために希望できなかった工事種別について、当初申請日以降に当該建設業の経営事項審査を受けたことにより工種追加申請する場合」の完成工事高は「0」とし、申請日以降に受けた総合評定値通知書の写しを添付してください。
- (2) 「申請希望」欄は、既に資格を有している工事種別については○印を付し、今回追加を希望する工事種別については△印を付してください。

《記載例》

様式2(令和9・10年度 NEXCO西日本申請用)

※受付番号											
業者コード*	1	0	0	0	1	2	3	4	5	6	

追加申請する工事種別に「△」を記入

既に認定済みの工事種別に「○」を記入

希望工種別年間平均完成工事高内訳表

(単位:千円)

申請希望(○ or △)	○	○	○	○	○		○	○				○	○					△							希望工種数						
																									10						
競争参加資格 希望工事種別	土木工事	土木補修 工事	舗装工事	PC橋上 部土工事	鋼橋上部 土工事	橋梁補修 改築工事	建築工事	電気工事	通信工事	管工事	塗装工事	造園工事	道路付属 物工事	トンネル 非常用設 備工事	受配電設 備工事	遠方監視 制御設備 工事	伝送交換 設備工事	交通情報 設備工事	無線設備 工事	トンネル 換気設備 工事	機械設備 工事	道路保全 土工事	道路保全 施設工事	その他	合計						
建設業法上の 建設工事																															
01 土木一式	321,543			28,563		323,985		建設業法上の土木一式工事から、弊社工種のPC橋上部土工事又は橋梁補修改築工事に分割する年間平均完成工事高は、「経営事項審査結果通知書(総合評価値通知書)」における土木一式工事の内訳表示であるプレストレスト・コンクリート工事の年間平均完成工事高と同一でなければなりません。 また、プレストレスト・コンクリート工事は、PC橋上部土工事又は橋梁補修改築工事にしか計上できません。							0										674,091						
02 建築一式																															
03 大工																															
04 左官																															
05 とび・土工・コンクリート	105,620			0	0	0																									
06 石	建設業法上のとび・土工・コンクリート工事から、弊社工種の土木補修工事に分割する年間平均完成工事高は、「経営事項審査結果通知書(総合評価値通知書)」におけるとび・土工・コンクリート工事の内訳表示である法面処理工事の年間平均完成工事高以上でなければなりません。 また、法面処理工事は、土木補修工事にしか計上できません。								0						0																
07 屋根																															
08 電気																															
09 管																															
10 タイル・レンガ・ブロック																				0											
11 鋼構造物					125,737	0							0												125,737						
12 鉄筋																															
13 舗装			151,381																						151,381						
14 しゅんせつ																															
15 板金																															
16 ガラス																															
17 塗装																															
18 防水																															
19 内装仕上																															
20 機械器具設置													0																		
21 熱絶縁																															
22 電気通信									10,179										10,179						20,358						
23 造園																															
24 さく井																															
25 建具																															
26 水道施設																															
27 消防施設																															
28 清掃施設																															
29 解体	0			0	0	0							0																		
その他																															
希望工種合計	427,163		151,381	28,563	125,737	323,985			10,179				65,425						10,179						1,142,612						
合計値には、当初申請時の総合評価値通知書の合計欄の数値を記入																															

〔記載要領〕

- (1) 総合評定値通知書に記載される「建設業法上の建設工事」ごとの年間平均完成工事高を、当社の定める「競争参加資格希望工事種別」に分割もしくはそのまま計上してください。
※当社の定める「競争参加資格希望工事種別」への計上を希望される方の年間平均完成工事高は、「その他」欄へ記載してください。
- (2) 「建設業法上の建設工事」ごとに最右列に設けている合計値は、総合評定値通知書に記載されている「建設業法上の建設工事」ごとの年間平均完成工事高と同一としてください。
- (3) 当社の定める「競争参加資格希望工事種別」のうち、申請を希望する工事種別については、「申請希望」欄にご記載してください。（追加申請を希望する場合は、既に認定を受けている工種に○を記載したうえで、△を記載してください）
- (4) 「道路保全土木工事」の申請を希望する場合は、「土木・土工系」「舗装工事」「造園工事」の全てにおいて総合評定値(P)を受けていることが必要となります。
- (5) 「道路保全施設工事」の申請を希望する場合は、「電気工事」「電気通信工事」の両方の工種の総合評定値(P)を受けていることが必要となります。
- (6) 実績がない工事種別を希望する場合は、「希望工種合計」欄に「○」を記載してください。

《令和9・10年度当社の工事種別及び主な工事内容》

希望工事種別		主な工事内容
1	土木工事	道路の新設、改築、改良（耐震補強対策を含む）、災害復旧、特定更新（トンネルインバート設置など）に係る、土木一式工事及び土木に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
2	土木補修工事	道路の維持修繕、特定更新（のり面のグラウンドアンカー・脆弱岩対策、排水機能強化、トンネル覆工補強など）に係る、土木一式工事及び土木に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
3	舗装工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧、維持修繕に係る舗装工事
4	P C橋上部工工事	道路の新設に係るP C橋上部工工事
5	鋼橋上部工工事	道路の新設に係る鋼橋上部工工事
6	橋梁補修改築工事	P C橋、鋼橋など橋梁の上部工の改築、改良（耐震補強対策を含む）、災害復旧、特定更新（床版の取替・全面打替、桁の補強、表面被覆など）、維持修繕に係る工事
7	建築工事	事務所の社屋、料金所、公衆便所、車庫、社員宿舎、汚水処理施設等の新築、改築、修繕・模様替えに係る建築工事
8	電気工事	道路照明施設、電力ケーブル施設（管路含む。）及び屋内電気施設の新設、改良、維持修繕に係る電気工事
9	通信工事	有線電気通信線路（管路を含む。）の新設、改良、維持修繕に係る通信工事
10	管工事	給排水施設、衛生施設、ガス施設、空気調和施設、散水・融雪施設、汚水処理施設等の新設、改良、維持修繕に係る管工事もしくは機械工事
11	塗装工事	鋼橋等の塗装工事（維持修繕に係る塗替塗装工事を含む。）及び道路の新設、改築、改良、維持修繕に係る区画線工事
12	造園工事	道路の新設、改築、改良、維持修繕に係る造園工事、緑化資材のリサイクルに係る業務
13	道路付属物工事	交通安全施設（防護さく、立入防止さく、げん光防止施設、落下物防止さく等）、落石等の防護のためのネット、遮音壁、道路標識（照明設備を有するものを含む。）等の新設、改築、改良、維持修繕に係る工事
14	トンネル非常用設備工事	道路トンネル用の火災報知設備、水噴霧設備、消火設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る機械工事
15	受配電設備工事	受配電設備、自家発電設備、無停電電源設備、直流電源設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る電気工事
16	遠方監視制御設備工事	遠方監視制御設備、情報交換設備、情報ターミナル設備、で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る通信工事
17	伝送交換設備工事	伝送交換設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る工事
18	交通情報設備工事	可変式道路情報板設備、可変式速度規制標識設備、信号機設備、気象観測設備、交通量計測設備、画像設備、トンネル内拡声放送設備、走行車両重量測定設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る通信工事
19	無線設備工事	無線通信設備、トンネル内ラジオ再放送設備、ハイウェイラジオ設備、路車間情報設備、自動料金収受設備、衛星通信設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る通信工事
20	トンネル換気設備工事	トンネル換気用送・排風機設備、集塵機設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る機械工事
21	機械設備工事	車重計設備、軸重計設備、汚水処理設備、ゴミ処理設備、エレベーター昇降設備、クレーン設備、ポンプ設備、清掃点検等自動化設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る機械工事
22	道路保全土木工事	道路の土木構造物に係る維持修繕作業（清掃、植栽、雪氷対策、災害応急復旧及び交通事故復旧等の作業）及び維持修繕作業に付帯、又は緊急を要する（土木構造物に係る）補修及び取替
23	道路保全施設工事	道路の電気・通信施設に係る維持修繕作業（清掃及び交通事故復旧等の作業）及び維持修繕作業に付帯、又は緊急を要する（電気・通信施設に係る）補修及び取替

《当社の工事種別と建設業法の建設工事（許可）の種類対応表》

下表の右欄の建設工事（許可）の種類のうち1種類以上の許可を受け、かつ、当該許可の経営事項審査を受けていなければ、それに対応する左欄の当社の工事種別は申請できません。

ただし、「道路保全土木工事」、「道路保全施設工事」は、それぞれに対応する（下表右欄）全ての建設工事の許可を受け、かつ、当該許可の経営事項審査を受けていなければ申請できません。

希望工事種別		建設工事（許可）の種類	
1	土木工事	土木一式工事（土）	
		○とび・土工・コンクリート工事（と）	
		○石工事（石）	
		○タイル・れんが・ブロック工事（タ）	
		○解体工事（解）	
2	土木補修工事	土木一式工事（土）	
		○とび・土工・コンクリート工事（と）	
		○石工事（石）	
		○タイル・れんが・ブロック工事（タ）	
		○防水工事（防）	
		○解体工事（解）	
3	舗装工事	舗装工事（舗）	
4	P C橋上部工工事	土木一式工事（土）	
		○とび・土工・コンクリート工事（と）	
		○解体工事（解）	
5	鋼橋上部工工事	鋼構造物工事（鋼）	
		○とび・土工・コンクリート工事（と）	
		○解体工事（解）	
6	橋梁補修改築工事	○土木一式工事（土）	
		○鋼構造物工事（鋼）	
		○とび・土工・コンクリート工事（と）	
		○解体工事（解）	
7	建築工事	建築一式工事（建）	
		○大工工事（大）	
		○左官工事（左）	
		○とび・土工・コンクリート工事（と）	
		○石工事（石）	
		○屋根工事（屋）	
		○タイル・れんが・ブロック工事（タ）	
		○鋼構造物工事（鋼）	
		○防水工事（防）	
		○内装仕上工事（内）	
		○建具工事（具）	
		○清掃施設工事（清）	
		○解体工事（解）	

希望工事種別		建設工事（許可）の種類	
8	電気工事	電気工事（電）	
9	通信工事	電気通信工事（通）	
10	管工事	管工事（管）	
		機械器具設置工事（機）	
		○熱絶縁工事（絶）	
		○水道施設工事（水）	
11	塗装工事	塗装工事（塗）	
12	造園工事	造園工事（園）	
13	道路付属物工事	土木一式工事（土）	
		○とび・土工・コンクリート工事（と）	
		○鋼構造物工事（鋼）	
		○石工事（石）	
		○タイル・れんが・ブロック工事（タ）	
		○機械器具設置工事（機）	
		○解体工事（解）	
14	トンネル非常用設備工事	消防施設工事（消）	
		電気通信工事（通）	
15	受配電設備工事	電気工事（電）	
16	遠方監視制御設備工事	電気通信工事（通）	
17	伝送交換設備工事	電気通信工事（通）	
18	交通情報設備工事	電気通信工事（通）	
19	無線設備工事	電気通信工事（通）	
20	トンネル換気設備工事	機械器具設置工事（機）	
		○鋼構造物工事（鋼）	
21	機械設備工事	機械器具設置工事（機）	
		○鋼構造物工事（鋼）	
		○清掃施設工事（消）	
22	道路保全土木工事	土木一式工事（土）	
		舗装工事（舗）	全て
		造園工事（園）	
23	道路保全施設工事	電気工事（電）	
		電気通信工事（通）	全て

※「建設工事（許可）の種類」欄の○印の意味は、例えば、「土木工事」を希望する方が、建設工事（許可）の種類のうち「石工事」の許可をとって申請した場合、「土木工事」の資格の認定を受けることができますが、実際の受注の対象となるのは、土木工事のうち石工事のみを単体で発注する場合のみです。

競争参加資格審査申請に伴う不正行為等防止約款

(総則)

第1条 西日本高速道路株式会社（以下「甲」という。）及び競争参加資格申請書の提出者（以下「乙」という。）は、日本国の法令を遵守し、入札・契約手続に係る不正行為等を防止するため、この約款に定める事項について、誠実にこれを履行しなければならない。

2 乙は、この約款を遵守することを誓約したうえで、競争参加資格申請書を甲に提出しなければならない。

(不正行為の禁止)

第2条 乙（全ての役員、社員、支配人又は使用人）は、次の各号に掲げる行為を一切行わないものとする。

一 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第19条第1項に規定する贈賄

二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に規定する私的独占及び不当な取引制限

三 前二号に掲げる行為を行う目的で、甲の役員又は社員と接触すること

四 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をすること

五 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること

六 監督又は検査の実施に当たり甲の社員の職務の執行を妨げること

七 正当な理由がなくて契約を履行しないこと

八 甲に提出する書類に虚偽の記載をすること

九 その他甲に著しい損害を与えること

十 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用すること

十一 前各号に掲げる場合のほか、法令又は甲の諸規程等に違反するなど、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる行為

2 乙（全ての役員、社員、支配人又は使用人）は、第1項に規定する不正行為がある事実を知ったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

3 甲（全ての役員又は社員）は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第2条第5項に規定する入札談合等関与行為を一切行わないものとする。

(再就職規制)

第3条 乙は、甲の定める再就職に関する規制に反して、甲の役員又は社員であった者を受け入れてはならないものとする。

(不正行為に対する措置)

第4条 甲は、乙が第2条第1項若しくは第2項又は第3条に違反したと認める場合は、甲の内規に基づき入札参加資格停止又は競争参加資格認定取消の措置を行うものとする。

2 甲は、乙が第2条第1項第1号又は第2号に違反したと認める場合は、乙と締結する契約書に基づき、違約金の請求を行うものとする。

3 甲は、第2条第3項に違反したものとして、公正取引委員会から入札談合等関与行為防止法第3条第1項又は第2項に基づく求めがあったときは、同法に基づき調査等必要な措置を行うものとする。

(情報の公表)

第5条 甲は、入札手続の透明性を確保するため、入札状況等必要な情報を適切な方法で公表するものとする。

(調査等への協力等)

第6条 乙は、第2条又は第3条に規定する不正行為等の疑いがあると甲が認めるときは、甲の要請に基づき、ヒアリング、資料の提出等に協力するものとする。

(紛争の解決)

第7条 この約款に関し甲乙間に紛争が生じ、甲乙間の協議が整わなかったときは、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とし、調停又は訴訟により解決を図るものとする。

(有効期間)

第8条 この約款の有効期間は、競争参加資格申請書を提出した日から甲から認定されている競争参加資格の有効期限までとする。

《申請の事前チェック》

以下の内容については、申請時に修正や差し替えが多い点です。申請書類提出前に事前チェックをお願いします。

- 新規・更新（過去に一度でも当社に登録していた場合または令和9・10年度の資格認定を受けている方が工事種別の追加申請をする場合）のいずれかを選択していますか。
- 更新の方は業者コードの欄に①「過去に当社から交付された「競争参加資格認定通知書」」または②「有資格者名簿」に記載されているコード番号（10桁）が記載されていますか。
（例：1000012345）
- 年月日は申請書の提出日（発送日）が記載されていますか。
- 本社（店）住所のフリガナは、都道府県名を省略して記載されていますか。
また、丁目・番地は、「ー（ハイフン）」で省略して記載されていますか。
- 申請書類に用いる文字はJIS第一水準・第二水準ですか。
左記水準以外の漢字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えていますか。
【例】 高⇒高、崎⇒崎、濱⇒浜・濱など
- 「希望工事種別年間平均完成工事高内訳表」の最右欄の「合計」の欄には、「当社の工事種別と建設業法の建設工事（許可）の種類の対応表」（37ページ）に対応する金額を記載していますか。
- ③申請希望欄には、希望する工事種別に対して○印が記載されていますか。また、○印の合計数は記載されていますか。（※追加を希望する工事種別の場合は△印です。）
- 「道路保全土木工事」を申請される方は、「土木一式」「舗装」「造園」の3つ全ての工事種別について、経営事項審査を受けていて、かつ、総合評定値（P）の通知を受けていますか。
- 「道路保全施設工事」を申請される方は、「電気」「電気通信」の両方について、経営事項審査を受けていて、かつ、総合評定値（P）の通知を受けていますか。
- 「道路保全土木工事」及び「道路保全施設工事」には、「総合評定値通知書」に記載されている完成工事高は使用できません。
- 「営業所一覧表」の記載にあたっては、経営事項審査を受けた建設業の許可を有する本社（店）及び支店等営業所であり、経営事項審査を受けた建設業許可業種は記載されていますか。
- 「総合評定値通知書」は、審査基準日が1年7ヶ月前までの最新のものになっていますか。（定期受付の場合は、令和7年6月16日以降を審査基準日とするもの）
- 納税証明書その2に加え、その3、その3の2又はその3の3のいずれかの写しは添付されていますか。（法人税若しくは申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の分が必要となります。納税証明書その1では受付ができません。）
- 経常JVで申請している場合は、各構成員単体での申請はできません。
また、希望できる工種は、土木工事のみとなります。